

川崎市ふれあい子育てサポート事業実施要綱

平成 19 年 4 月 1 日

18川健こ計第942号局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地域における子育てや仕事と育児の両立を、市民が相互に行う育児援助活動を通して支援する、児童福祉法第34条の18の3に基づく子育て援助活動支援事業である川崎市ふれあい子育てサポート事業(以下「子育てサポート事業」という)の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事業の定義)

第2条 この事業は、援助を行う者(以下「子育てヘルパー会員」という)と育児の援助を受ける者(以下「利用会員」という)で構成する会員組織による子育て相互援助活動事業をいう。

(事業主体等)

第3条 この事業の実施主体は川崎市とする。ただし、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

2 この事業における、当該事業の実施場所(実施者を含む)の名称をふれあい子育てサポートセンターとする。

(設置場所)

第4条 ふれあい子育てサポートセンターの設置場所等については、別表第1に定めるものとする。

(事業の内容)

第5条 子育てサポート事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 子育てヘルパー会員及び利用会員(以下「会員」という)の募集

登録に関すること。

(2) 会員相互の援助活動の調整に関すること。

(3) 会員の研修及び指導に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的達成に必要と認められること。

(子育てヘルパー会員)

第6条 子育てヘルパー会員は、原則として、本市の区域内に居住し、心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する20歳以上の者とする。

(利用会員)

第7条 利用会員は、原則として、本市の区域内に居住し、出生後4月以上小学校6年生以下の同居している児童を有する者とする。

(入会)

第8条 子育てヘルパー会員として入会しようとする者は、ふれあい子育てサポートセンターが開催する講習会(以下「講習会」という。)を受講しなければならない。ただし、次の各号に定める者は、この限りでない。

(1) 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付雇児発0521第18号)に基づく子育て支援員基本研修並びに子育て支援員専門研修(地域保育コース)の共通科目及び選択科目(ファミリー・サポート・センター)を全て修了した者

(2) 川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第9条第1項第2号に規定する別表1の研修を修了した者

2 前項本文の規定において、ふれあい子育てサポートセンターが同様の講習を修了したと認める者については、講習会における研修科目

の一部を免除することができる。

- 3 ふれあい子育てサポートセンターは、会員として入会を承認したときは、会員として登録し、会員証を発行するものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当したとき、会員の資格を喪失する。

(1) ふれあい子育てサポートセンターに退会の申し出をしたとき。

(2) 川崎市外に転出したとき。

- 2 ふれあい子育てサポートセンターは、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

(1) 会員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 会員が次条に定める義務に違反したとき。

- 3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

第10条 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。

(2) 援助活動を通じて物品の販売若しくはあつ旋及び宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。

- 2 子育てヘルパー会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動中の児童の安全確保に努めなければならない。

(2) 援助活動中の児童に異常を認めたときは、利用会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとるものとする。

(3) 同時に複数の利用会員に対し援助活動を行ってはならない。

(地域リーダー)

第 11 条 ふれあい子育てサポートセンターは、円滑な事業運営を図るため、一定の地域を単位とする会員グループを設け、当該グループ会員の統括及びふれあい子育てサポートセンターとの連絡調整等を行う地域リーダーを選任することができる。

(援助活動の内容)

第 12 条 子育てヘルパー会員の援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通院、残業等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること
- (2) 保育所、幼稚園等(以下「施設等」という)への送迎
- (3) その他市長が子育て支援のために必要と認める援助

2 子どもを預かる場合は、原則として子育てヘルパー会員の自宅、子ども文化センター又は地域子育て支援センターにおいて行うものとする。

3 宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

(援助活動の時間)

第 13 条 援助活動は、原則として、午前 7 時から午後 9 時までの間の必要な時間とする。ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。

2 援助時間は、原則として 1 時間以上とし、1 時間を超える場合は、30 分を単位とする。

3 援助時間は、次の各号に掲げる時間をいう。

(1) 子どもを預かる場合は、子育てヘルパー会員が子どもを預かったときから利用会員が子どもを迎えに来たときまでとする。

(2) 施設等への送迎の場合は、子育てヘルパー会員が子どもを預かったときから、施設等に送り届けたときまで及び施設等から預かり、利用会員へ引き渡したときまでとする。

(援助活動の実施)

第 14 条 援助活動の実施を希望する利用会員は、ふれあい子育てサポートセンターから利用会員が求める援助活動の条件に合う子育てヘルパー会員の紹介を受ける。

2 援助活動の実施にあたっては、前項の規定により紹介を受けた子育てヘルパー会員と利用会員とで、援助の内容等について事前に協議するものとする。

3 ふれあい子育てサポートセンターは、前項の協議が不調となった場合は、利用会員に別の子育てヘルパー会員を紹介する。

4 子育てヘルパー会員は、援助活動の実施後、活動の記録を記入し、利用会員の確認を受けなければならない。

5 子育てヘルパー会員は、毎月、前項の活動の記録をふれあい子育てサポートセンターに報告しなければならない。ただし、地域リーダーを選任している場合は、地域リーダーを経由してふれあい子育てサポートセンターに報告する。

(報酬等)

第 15 条 利用会員は、子育てヘルパー会員に対し、援助活動の終了の都度、別表第 2 に定める基準に従って報酬等を支払うものとする。

2 前項の報酬については、児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯及び当該年度（4月から6月までに申請する場合は前年度）の市町村民税非課税世帯の場合は、1月当たり2万4千円までを上限に、その半額を減免する。

3 前項の減免については、ふれあい子育てサポートセンターが定める方法により、該当の利用会員からふれあい子育てサポートセンターに申請し、ふれあい子育てサポートセンターから利用会員あて還付す

るものとし、その手続き等については別途定めるものとする。

(保険)

第 16 条 ふれあい子育てサポートセンターは、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険及び児童傷害保険に一括加入する。

(会則)

第 17 条 ふれあい子育てサポートセンターは、援助活動を円滑に行うために、会則を定めなければならない。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市ふれあい子育てサポート事業実施要綱の廃止)

2 川崎市ふれあい子育てサポート事業実施要綱(平成 11 年 9 月 27 日、11 川健児第 502 号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

川崎市ふれあい子育てサポートセンターの設置場所等

名 称	住 所
ふれあい子育てサポートセンター あいいく	川崎区本町1-1-1 川崎あいいく保育園内
ふれあい子育てサポートセンター タック	中原区宮内2-15-15 川崎市中部地域福祉事業所TACK内
ふれあい子育てサポートセンター たまご	高津区溝口4-19-2 川崎市みぞのくち保育園内
ふれあい子育てサポートセンター S O R A	多摩区菅稲田堤1-17-25 星の子愛児園内

別表第2（第15条関係）

川崎市ふれあい子育てサポート事業の報酬に関する基準

1 報酬

利用会員が子育てヘルパー会員に支払う報酬額の基準は、次のとおりとする。

区 分	報 酬 額
・月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時	1時間当たり 800円
・土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 ・上欄の時間帯以外の時間	1時間当たり 900円

- (1) 利用会員が2人以上の子どもを預ける場合における報酬の額は、2人目以降からは上表に定める額の半額とする。
- (2) 援助時間が1時間未満のときは1時間とし、1時間を超えて端数があるときで、その時間が30分に満たない場合は上表に定める1時間当たり額の半額とする。
- (3) 援助活動が月曜日から金曜日までの午前7時59分以前と午後6時1分以降を含むときは、その時刻を含む1時間は900円とする。
- (4) 利用会員が援助活動の依頼を取り消す場合における報酬の基準は、次のとおりとする。
 - ① 利用予定日の前日までに申し出たとき 無料
 - ② 利用予定時刻前までに申し出たとき 利用予定時間の報酬の半額
 - ③ 利用予定時刻前までに申し出をせず、利用しなかったとき 利用予定時間の報酬の全額

2 実 費

利用会員は、援助活動に要した次の費用を子育てヘルパー会員に支払うものとする。

- ・子どもの送迎等に係る交通費
- ・子育てヘルパー会員が用意した飲食物、おむつ等の費用

3 支払い方法

報酬及び実費は、その日の援助活動終了後に支払うものとする。